

2020年3月25日

各位

株式会社新生銀行

法人のお客さまの本人確認書類の紛失について

今般、当行におきまして、2009年10月以前に預金口座を開設された、一部の法人のお客さまの本人確認書類を紛失していることが判明しました。下記のとおりご報告いたします。

これにより、外部へ情報が流出した可能性は極めて低いと考えております。また、個人のお客さま、および2009年11月以降に預金口座を開設された法人のお客さまの本人確認書類の紛失はございません。

当行では、従前よりお客さまの情報の厳格な管理について徹底を図ってまいりましたが、このような事態を招きましたことは、誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げます。今回の事態を真摯に受け止め、再発防止に向けてお客さま情報の管理をさらに徹底いたします。

対象のお客さまには、法令に基づき、改めてご本人であることを確認する手続きについて、ご協力をお願いする場合がございます。何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

記

1. 紛失した書類の概要

(1) 書類名と件数について

2009年10月以前^{※1}に預金口座を開設された、一部の法人のお客さまの「確認記録」^{※2}および「本人確認資料」^{※3} 229件（うち、預金口座解約済みのお客さまに係るもの93件）

* なお、「確認記録」および「本人確認資料」には、お取引担当者の個人情報が含まれております。

※1 2009年11月以降に預金口座を開設された、法人のお客さまの「確認記録」および「本人確認資料」については、電子保存をしているため紛失等はありません。

※2 「確認記録」とは、お客さまの本人確認を行ったことを記録した書類（法人名、本店所在地等の法人に関する情報、および代表者等（お取引のご担当者）として確認させていただいた方の氏名、住所、生年月日等を記載した書類）です。取引終了後7年間の保存義務があります。

※3 「本人確認資料」とは、登記事項証明書（履歴事項全部証明書等）、印鑑証明書、および代表者等（お取引のご担当者）として確認させていただいた方の運転免許証や健康保険証等の公的書類の写し等で、確認記録に添付している書類をいいます。

(2) 紛失の原因について

内部調査の結果、紛失した書類につきましては、保存期限を経過した書類と誤認して廃棄した可能性が高く、通常外部へ持ち出すものではないため、外部に情報が流出した可能性は極めて低いものと考えております。また、通常廃棄に際しては、専門の廃棄業者により溶解処理を行っております。これまでに紛失した書類に関係すると見られる不審なお問い合わせ等はありません。

2. 本件に関するお問い合わせ窓口（法人のお客さま専用）

株式会社 新生銀行 コーポレートコールセンター
電話 0120-511-025（銀行営業日 9:00～17:00）

* メニュー番号「0」をご利用ください。

以上